

「安愚楽牧場被害対策静岡県弁護士団」

結成のお知らせ

弁護士団長 弁護士 二宮 仁
事務局長 弁護士 鷹岡 寿治

冠省

常日頃、静岡県弁護士会の活動にご理解、ご協力頂き、ありがとうございます。

本年8月9日に、和牛の委託オーナー制度を運営し、多数の出資者を募っていた株式会社安愚楽牧場（那須郡那須町大字高久丙1796番地。代表者三ヶ尻久美子）が東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請し、同日に保全命令を受けました。申立書によれば負債総額は約4330億8370万4261円、債権者の数は7万4798人とされています。

安愚楽牧場の委託オーナー制度は、同牧場の所有する黒毛和種牛をオーナーに販売し、一定期間安愚楽牧場で繁殖のため飼養した上、購入額と同額でオーナーから買い戻し、その間、黒毛和種牛の出産した仔牛を売却するなどして得た収益をオーナーに対して利益分配する制度でした。

民事再生申立時点において、出資者が全国に7万3356人、出資者の再売買代金請求権は4207億6788万6000円に上っておりますが、このまま民事再生手続が進行した場合、出資者の再売買代金請求権は大幅にカットされてしまう見込みです。

県内にも1500名以上の出資者がいるものと推測され、本年8月1日以降、県弁護士会には安愚楽牧場に関する多数の相談が寄せられています。

そのため、本年8月28日に当会消費者問題委員会で被害者説明会を開催したところ、県内外から約150名の出席があり、その他50件以上の問い合わせが寄せられるという結果になりました。中には8000万円出資していた方もおり、被害の深刻さが窺われるところです。

そこで、安愚楽牧場の破綻問題に対応すべく、当会消費者問題委員会所属の有志弁護士が中心となり、本日付で、下記のとおり、静岡県内在住の安愚楽牧場投資被害者の救済を目的とした「安愚楽牧場被害対策静岡県弁護士団」を結成しましたので、ここにご報告させていただきます。

草々

記

(1) 弁護士体制

弁護士団長：二宮仁（沼津）

事務局長：鷹岡寿治（静岡）

事務局次長：伊藤祐尚（浜松）、土屋賢太郎（沼津）、斉藤寛明（静岡）

弁護士団員：静岡県弁護士会所属の有志弁護士36名（本日時点）

(2) 活動予定

- ① 弁護士団へ依頼された方については、弁護士団所属の担当弁護士をそれぞれ紹介し、個別に事情聴取を行い、個別の相談に応じます。また、担当弁護士を通じて必要な情報を提供します。
- ② 民事再生手続において、関連する諸手続（債権者集会への出席、債権届出書の作成・提出、再生計画案への意見、弁済金の受領など）を全て弁護士名で代行します。
- ③ 全国各地で結成されている他の弁護士団と協働し、民事再生手続内外で被害回復のための活動を行う予定にしています。

(3) 費用について

全国弁護士団と同一基準で被害額によって異なりますので、詳細についてはお問い合わせ下さい。

(4) 注意事項

弁護士団への依頼の有無によって民事再生手続内で配当額が増減することはありません。また、依頼された場合であっても、お支払頂いた費用を超える結果を保証するものではありません。

※弁護士団への依頼を希望される方（静岡県内在住の方に限ります）の連絡先は、事務局長の鷹岡寿治（鷹匠法律事務所054-251-1348）となります。